

# 消防法施行令・消防法施行規則の主な改正内容について

平成26年7月  
消防庁予防課

## 消火器の設置基準の見直し

- 全ての有床診療所・病院に「消火器」を設置（現行：150㎡以上）

## 火災通報装置の設置基準の見直し

- 全ての有床診療所・病院に「消防機関へ通報する火災報知設備」を設置（現行：500㎡以上）
- 避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院については、自動火災報知設備と連動起動化

## スプリンクラー設備の設置基準の見直し

- 「避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院」には、原則として、面積にかかわらず、スプリンクラー設備を設置（現行：病院3,000㎡以上、診療所6,000㎡以上）
- 具体的には、次のものについては**対象外**とする。
  - ・ 患者が避難困難でないと考えられる13診療科のみのもの  
(産科・婦人科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・皮膚科・歯科・肛門外科・泌尿器科・小児科・乳腺外科・形成外科・美容外科)
  - ・ 延焼を抑制する施設構造を持つもの
  - ・ 夜間においても相当程度の患者の見守り体制(13床当たり職員1名)がある病院
  - ・ 精神病床、感染症病床、結核病床のみの病院
  - ・ 3床以下であるなど入院実態がほとんどない有床診療所
- 3,000㎡以上の有床診療所は、病院と同様、原則としてスプリンクラー設備を設置（現行：6,000㎡以上）
- 水道連結型スプリンクラーの設置可能施設を拡大

## 経過措置

- 既存施設へのスプリンクラー設備の設置については、2025年(平成37年)6月末まで適用を猶予
- 新築施設については、2016年(平成28年)4月から適用

## 有床診療所・病院に対するスプリンクラー設置の義務化について

	病院 ※1		有床診療所 ※1, 2		
	療養病床又は一般病床を有するもの	左記以外のもの (感染症・結核・精神病床のみのもの)	療養病床又は一般病床を有するもののみ		
			病床数が4床以上 (19床以下)	3床以下	
下記以外のもの	設置義務		対象外	設置義務	対象外
夜間における見守り体制	対象外 夜間においても相当程度の患者の見守り体制(13床当たり職員1名)を有する病院		対象外	設置義務	対象外
特定の13診療科名のみ※3	対象外		対象外		
施設構造(延焼抑制)	対象外		対象外		

※1 延べ面積3,000㎡未満のものが対象。

※2 前年1日平均入院患者数が1名未満の診療所は対象外。

※3 産科・婦人科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・皮膚科・歯科・肛門外科・泌尿器科・小児科・乳腺外科・形成外科・美容外科

○ 延べ面積 3,000㎡以上の有床診療所については、病院と同様、原則としてスプリンクラー設備を設置(現行:延べ面積 6,000㎡以上)

○ 設置義務対象外についても補助金を活用して設置を促進